

電波監理審議会（第1088回）議事録

1 日時

令和3年4月14日（水）10：00～12：35

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
犬童 周作（総務課長）、富岡 秀夫（放送政策課企画官）、
林 弘郷（地上放送課長）、吉田 恭子（衛星・地域放送課長）、
廣瀬 照隆（地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、
吉田 正彦（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
翁長 久（移動通信課長）、田中 博（移動通信企画官）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局）	
第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定	
（諮問第11号）	1
3. 報告事項（情報流通行政局）	
（1）放送法の一部を改正する法律案	28
（2）（株）東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の取消し	40
4. 閉 会	60

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の4月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項1件、報告事項2件となっております。

それでは、諮問事項の審議に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

- (1) 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定

(諮問第11号)

○日比野会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問第11号、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定につきまして、田中移動通信企画官から説明をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 おはようございます。移動通信企画官の田中でございます。

ます。

それでは、諮問第11号、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定につきまして、資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、資料の1ページ目を御覧ください。

5Gの普及のための周波数の割当ての早期実施のために、本年令和3年1月12日に第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に関する指針の制定につきまして、本電波監理審議会に諮問いたしまして、原案を適当とする旨の答申をいただきました。ありがとうございます。

その後、開設指針を本年令和3年2月12日に告示いたしまして、同日2月12日から、翌月3月15日までの間、認定の申請受付を行いましたところ、4者から申請がございました。このうち、今回の諮問では1者を選定し、楽天モバイル株式会社につきまして、その開設計画の認定を行おうとするものでございます。

資料は、2枚めくっていただきまして、3ページ目を御覧ください。

認定申請の各者からの申請のあったものの概要につきまして、表にまとめております。

左から五十音順に、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社のグループ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の計4者の申請概要についてまとめた表でございます。

サービス開始の時期でございますけれども、KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクにつきましては、5GのSA方式、信号制御のために4Gを用いない5Gの仕組みで導入するということでございまして、それぞれ2023年、令和5年2月からと、2023年、令和5年6月からのサービス開始を予定しております。

他方で、NTTドコモと楽天モバイルにつきましては、まずは4Gとして用いて、その後5Gとして用いるという形を考えておりました。サービス開始時期はNTTドコモが2024年、令和6年7月31日、楽天モバイルは2025年、令和7年3月頃の開始を予定しております。

次に、設備投資額ですけれども、一番大きな金額を提示しておりますのはソフトバンクでございます約2,479億円、一番少ない額を提示しておりますのがKDDI／沖縄セルラー電話でございます約436億円でございます。

次に、本周波数帯は公共業務用無線との共用が行われておりますので、その終了促進措置が必要となってまいります。それに係る負担金額でございます。最低金額557億円というのを開設指針で示しておりましたけれども、それぞれ557億円以上の金額の提示がなされております。

続きまして、5G基盤展開率でございます。日本全国を10キロメートル四方の格子、メッシュに区切りまして、この東名阪以外の地域ですと3,361の10キロメートル四方メッシュがございます。このうち、幾つのメッシュで5G高度特定基地局を設置するかというのが5Gの基盤展開率でございますけれども、開設指針上は7年後に50%以上達成することということを記載させていただいておりますが、一番高い提示を出したのがNTTドコモでございます。3,193局で、パーセンテージで言いますと95.0%、一番低いのはKDDI／沖縄セルラー電話でございます。2,038局で60.6%ございました。

次に、基地局の開設数（屋外）につきましては、一番多いもので楽天モバイルが2万9,798局、少ないものでKDDI／沖縄セルラー電話でございます。6,790局でございます。

屋内の基地局ですけれども、一番多いものがNTTドコモでございます。

1,320局、少ないものがKDDI／沖縄セルラー電話でございまして283局でございました。

次に、昨年10月のモバイルアクション・プランの取組状況を踏まえた割当てを行うということでございまして、データ接続料の金額について各者の提示してきているものでございますけれども、3年後の数値の2023年度の数値で見ますと、一番低い金額を提示したのが楽天モバイルでございまして、10Mbps当たり14万5,393円、一番高いものがKDDI／沖縄セルラー電話でございまして18万4,192円でございます。

次に、SIMロックの実施割合でございまして。これはSIMロックの実施割合なので、数字が低ければ低いほど高い評価、数字が高ければ高いほど悪い評価、低い評価ということになりますが、一番よいのが楽天モバイルでございまして0%でございまして。一番高いものがソフトバンクでございまして97%でございました。

続きまして、eSIMの利用可能割合でございまして。これは、利用可能割合が高ければ高いほど高い評価が得られるというものでございまして。一番高い数字を提示したのは楽天モバイルでございまして67%、一番低いものはソフトバンクでございまして1%でございました。

次に、令和元年電波法改正に基づきまして、周波数の経済的価値に応じた割当てを行うということでございまして、今回初めて適用いたします特定基地局開設料の金額でございまして。開設指針では、年額62億円というのを標準額として示しておりましたが、その提示で一番高い提示がありましたのがNTTドコモでございまして、年額100億円でございます。一番低かったのは、KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクでございまして62億円でございます。

最後に、面積カバー率でございまして。一番高いところがソフトバンク

で31.0%、KDDI／沖縄セルラー電話でございまして6.3%でございました。

というような概要でございます。

次に、1ページめくっていただきまして、4ページ目でございます。

4ページ目以降は、以前審議会で御説明したものでございますけれども、今回、その1765から1785と、1860から1880という20メガヘルツずつをFDD方式、周波数分割複信方式で割り当てるということでございまして、1者に対して割り当てようとするものでございます。地方への早期の5G普及の展開を図るために5Gでの割当てを行います、当面は4Gでの利用を可能としております。

また、公共業務用の無線局の移行が必要となりますので、それに必要な費用負担をしていただくという形と、特定基地局開設料の納付をいただくという話、さらには、昨年10月のモバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランの内容を踏まえた取組状況を審査項目として追加させていただいております。

次に、5ページ目を御覧ください。

審査の方式でございますが、まずは申請者が最低限満たすべき要件をクリアしているかという絶対的審査基準に適合しているかどうか審査を行います。それによりまして、複数の者が絶対的審査をクリアした場合には比較審査を行い、それで1人の者を決めるという形の審査を行います。

続きまして、資料6ページ目を御覧ください。

各者が最低限満たすべき基準、絶対的審査基準について提示しております。全項目で16の項目がございます。これにつきまして、適合しているかどうかにつきまして、7ページ目以降に書かせていただいております。

なお、その詳細につきましては、18ページ以降に詳細のものを書かせてい

ただいておりますが、説明では7ページ以降の概要で御説明させていただきます。

まず、①5G基盤展開率でございます。認定から7年後までに5G基盤展開率が50%以上になることとということでございますが、一番低いKDDI／沖縄セルラー電話であっても60.6%ということで、各者とも適合していると認められます。

次に、需要が顕在化した場合の基地局の開設等でございますけれども、各者ともに5Gの高度特定基地局と特定基地局がございます。そこを光回線で結ぶことを基本としていくということございまして、NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンクについては、テンポラリー基地局の活用等により対応していくという話でございます。楽天モバイルにつきましては、事業の顕在化の定量的な判断を行って、それで対策をしていくということでございます。また、隣接メッシュに設置された5Gの高度特定基地局を活用して延ばしていくというのは各者とも共通でございまして、適合していると認められます。

次に、設置場所等の確保ということございまして、設置場所、設備調達、設置工事の体制の確保に対する計画を有することという条件でございますが、各者ともに、今彼らが有している既設の基地局を活用して新たな基地局を設置していくという話と、あと、複数のベンダーから調達していくという計画を出しております。また、必要な要員としまして、無線従事者数、電気通信主任技術者数について提示がなされており、各項目ともこの基準に適合していると認められます。

続きまして、④でございます。特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有することとということでございますが、各者とも人為ミスの防止のための過去事例の一元管理や共有を行っ

てきましたとか、あとトラヒックの需要予測に応じました設備の容量を確保していきま、セキュリティ対策のための各種内部規程を制定していきま、インシデントの時の対応体制を確保していきま等が書かれておりま。また、災害時などにおきましては、伝送路を多ルート化していきますだとか、可搬型・車載型の基地局や移動電源車を配備するといふようなものが書かれておりまして、この基準には適合してると認められま。

次に、⑤の項目でございま。特定基地局開設料の標準的な金額は年額62億円でございましたが、その金額を著しく下回る額として、その半分、年額31億円以上でないと絶対的審査はクリアできないといふふうにしておりましたが、ここに書かれておるとおり、各者とも年額31億円以上を超えておりまして適合してると認められま。

また、次に⑥でございま。財務的基礎といふこととございまして、設備投資等に必要な資金調達計画と、あと認定の有効期間である7年間満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有することといふ条件になっておりま。NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンクにつきましては、2028年度、令和10年度まで、各者とも黒字の見通しでございまして、必要な設備投資額、NTTドコモでいへば約2,092億円、KDDI／沖縄セルラー電話は約436億円、ソフトバンクにつきましては約2,479億円につきましては、電気通信事業等の資金収支により調達するといふ計画がなされておりま。楽天モバイルに関しましては、2023年度から、毎年度黒字化するといふこととございま。必要な設備投資額が約1,186億円とございますけれども、その資金調達につきましては、親会社からの出資が3,500億円、親会社からの借入れが1,895億円のほか、銀行2行からの借入れを最大9,450億円することによって調達するといふことになっておりま。この銀行2行からの調達に関しましては、2行から関心表明書の提出がなされて

おります。

この財務的基礎に関しましては、私どものほうで、第三者である監査法人で
ございますP w Cあらた有限責任監査法人様のほうに、資金調達計画、損益計
算等について検査をお願いしましたところ、P w Cあらた有限責任監査法人様
より、この財務的基礎部分に関しましては、具体的な根拠に基づく記載がなさ
れていることの確認がされているという結果が得られております。こちらにつ
いても、基準を適合していると認められます。

続きまして、⑦コンプライアンスということで、法令遵守、個人情報保護、
広告での通信速度及びサービスエリアの表示、通信性能による差異のエリアマ
ップの表示を含む利用者利益の保護のための対策、当該対策を実施するための
体制整備の計画を有することという項目でございますけれども、各者ともに社内
規程を整備し社内研修を実施していきますほか、5 Gエリア内の5 G通信速度
の性能差をエリアマップ上で色分けする等により表示するというところで、きち
んと利用者利益を保護していきますということが示されており、こちらの基準
も適合しているものと認められます。

続きまして、終了促進措置の話でございます。既存無線局の周波数移行に必
要な負担割合に相当する金額でございますけれども、最低額で5 5 7億円を確
保できることという要件でございますけれども、各者とも5 5 7億円以上を確
保できるという計画を有しており、適当と認められます。

続きまして、⑨高度既設特定基地局でございます。こちらは、5 GのN S A
方式、ノンスタンドアローン方式で行うときの5 G基地局のアンカーバンドと
して使う計画を有する者は、それに対する基地局の整備状況について説明して
くださいというものでございます。K D D I / 沖縄セルラー電話とソフトバン
クにつきましては、5 GのS A方式での提供となりますので、こちらに関しま
しては、計画はございません。楽天モバイルについても、そういった計画はな

いということで、NTTドコモだけが、既存のLTEバンドを5GのNSA方式で使う場合のアンカーバンドとして用いるということでございまして、これが2024年、令和6年6月末までに運用を開始し、2028年度、令和10年度では約2万3,000局の基地局を開設するという計画を有しております。基準に適合するものと認められます。

続きまして、資料⑩のMVNOの促進でございます。こちら、⑩⑪⑫は、昨年10月の、いわゆるモバイルアクション・プランの取組状況に関するものでございまして、そのうちの1番目がMVNOの促進ということでございます。各者とも、接続約款または卸電気通信役務により提供を行うということと、MVNO向けの一元的窓口を設置し、あるいは関連法令に遵守したMVNO協議を行いますといった内容のものが書かれてございまして、適合するものと認められます。

続きまして、⑪提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭で、満足できる料金設定を行う計画を有することという項目でございます。こちらにつきましては、まず適合性を担保するための取組ということでございまして、NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンクに関しましては、店頭やウェブで料金のシミュレーション等を活用した料金プランの案内を行いますという計画がなされております。また、楽天モバイルにつきましては、段階制料金プランのみを提供しておりますので、利用者実態に応じた契約の提供はないというふうにされております。

また、電気通信事業法第27条の3に適合する料金プランへの移行のお話でございますけれども、こちらに関しましては、新法、事業法第27条の2、3の適合の案内・周知、店頭での最適料金の案内を行いますというもののほか、KDDI／沖縄セルラー電話に関しましては、新プランへの移行時の違約金を免除していきますというお話がなされております。ソフトバンクは、そもそも

期間拘束自体を完全撤廃していくという話のほか、移行時の違約金の免除について書かれております。楽天モバイルにつきましては、MVNOユーザーの移行に向けて、違約金やMNPの転出手数料を免除していくという話、さらにはプロセスの簡略化について利用者に対して説明していくと、それを実施していくというふうに書かれておりました、いずれも適合すると認められます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、資料の8ページ目を御覧ください。

⑫がモバイル市場の公正な競争環境整備に向けたアクション・プラン、昨年の10月27日に総務省が表したものでございますけれども、このうちの具体的な取組、2ポツに書かれておりますけれども、それを踏まえた実施計画を有することということでございます。かなり多岐にわたる内容となっております、詳細につきましては、資料の47ページ目以降に書かれておりますので、適宜御参照いただきながら御覧ください。

まず、料金・サービスに関する取組でございますけれども、店頭での最適案内を実施していくと。NTTドコモに関しましては、2020年11月に頭金の表示に対するルールを定めていて、定期的に運用開始について確認しているというお話でございます。また、2019年、平成31年2月から中古端末のオンラインでの無料解除に対応していますというお話でございます。

KDDI／沖縄セルラー電話に関しましては、社内や販売店に対して、そもそも事業法の27条の3の説明会を実施、研修会を実施していると。頭金の表示の見直しについては、2020年11月に表示して周知徹底しておりますよという話。中古端末のオンラインの無料解除につきましては、2020年4月以降、順次行っていくということを掲げております。

同じくソフトバンクにつきましては、社内の体制を強化していった関係規律を遵守していくというほか、「0円広告」や頭金の表示については、広告に関

するルールの中で改善していくという話でございます。また、2020年、令和2年10月以降、中古端末のオンラインでの解除について対応していくといった内容のものが書かれております。

楽天モバイルに関しましては、電気通信事業法の27条の3違反の端末代金割引等がないように関係部署の明確化を行うほか、そもそも頭金に類する費用請求はしていないというお話でございます。あと、SIMフリー端末や他事業者に販売した端末も含めた買取りを実施しているというふうに書かれています。

続きまして、公正競争の促進に関する取組でございます。こちらに関しましては、詳細でいきますと、48ページ目となります。

まず、NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンクに関しましては、将来原価方式に基づくデータ接続料を3年で5割減に達成するという目標については、各者とも達成する見込みであるということでございます。また、ドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話に関しましては、本年の2月にプレフィックスの自動番号付与機能に係る接続約款の届出を行っているということでございます。ソフトバンクにつきましては、2021年度適用の音声卸料金につきましては、2020年、令和2年9月値下げよりもさらなる低廉化を予定しているとしております。

楽天モバイルは、第2種指定電気通信設備設置事業者ではございませんけれども、接続会計の費用項目を参考にして原価を算定していくというふうに書かれていることのほか、音声接続機能につきましては、市場や他事業者の動向を踏まえて対応していくというふうな説明がなされております。

次に、乗換えの円滑化の取組でございます。これも48ページ目から50ページにわたって書かれております。

NTTドコモにつきましては、一部の事業法の27条の3の適合プランにつ

きましては、期間拘束を撤廃するというお話がなされています。また、オンラインの受付、MNPに関しまして、オンラインの受付は24時間化すると。手数料の無料化等を行っているということを既に公表しておりますし、今後、MNPワンストップ化の検討に協力していくというお話をされています。キャリアメールの持ち運びに関しましては、スイッチング円滑化タスクフォースを今やっておりますので、その検討を踏まえて対応していくというお話をやっています。また、中古端末のSIMロック解除やウェブでの無料解除などの義務化に先駆けて取組を推進しているというのが書かれております。eSIMに関しましては、スマートフォン向けのeSIM対応をしていくということのほか、固定と携帯のセット販売につきましては、総務省の検証に真摯に対応していくというお話が書かれております。

同じ項目、KDDI／沖縄セルラー電話に関しましては、乗換えの円滑化ということです。一部の事業法の第27条の3、旧法の適合プランにつきましては、期間拘束を撤廃しているという話。あと、MNPに係る手数料、ポイント付与の引き止めの禁止、オンラインによる24時間化の実施を行っておりますという話と、あとワンストップ化につきましては、今後の議論の内容を踏まえて対応していきますという話が書かれております。SIMロック解除につきましては、今後一定の期間で新たに販売する端末につきましてはSIMロックを撤廃していくということが書かれています。eSIMに関しましては、povoでスマートフォン向けに提供しておりますけども、今後その提供を拡大していく予定だというふうに書かれております。固定と移動のセット販売に関しましては、総務省の検証に対してデータ提供等の協力をしていくというふうに書かれております。

同じ項目、ソフトバンクでございますけれども、事業法第27条の3適合プランですけれども、つきましては、期間拘束を完全撤廃したという話でございます。

す。また、MNPに係る手数料を廃止して、MNPガイドライン、その他の規定についても対応していくというお話でございます。キャリアメールの持ち運びに関しましては、スイッチング円滑化タスクフォース等の検討を踏まえて対応していくというふうにしております。SIMロックに関しましては、今後は新たな販売する端末につきましてはSIMロックを撤廃していく予定であるということでございます。信用確認措置による無料・自動でのSIMロック解除を実施予定と書いておりますが、対応時期は検討中ということでございます。eSIMに関しましては、新しい料金プラン「LINEMO」におきまして、スマートフォン向けに提供しているということでございます。

楽天モバイルでございますけど、最低利用期間後は自動的に事業法の第27条の3に適合していくので、新契約に移行していくことというふうに書かれているのと、あとポイントの付与による引き止め行為を行っていない、オンラインによる24時間の受付、手数料の無料化を実施済みというふうに書かれております。キャリアメールに関しましては、この3月時点ではキャリアメールの提供はないというふうにしております。端末のSIMロックですけれども、SIMロック解除を2020年4月から4Gのサービスインをしたわけですが、それ以降販売した端末ではSIMロックをしておらず、今後もその予定はないということでございます。また、eSIMの提供に関しましても、既にeSIM搭載のスマートフォンを販売済みであり、今後もその割合を増加させていく予定だというふうに書かれております。固定と携帯のセット販売につきましては、セット割引を実施していないということでございます。

項目は豊富でございましたけども、モバイルアクション・プランに対応した具体的な取組を踏まえた実施計画があるというふうに認められます。

続きまして、⑬混信対策でございます。こちらに対しましては、一般的な混信対策と、既に同じ周波数帯で東名阪に免許されているNTTドコモとの混信

対策の2つの話がありますけれども、まず、各者とも必要な混信対策は講じる予定ということでございます。NTTドコモは、東名阪の基地局とは一体的な運用をするので、そもそも混信等は発生しないと。NTTドコモ以外の他の3者につきましては、東名阪の基地局に対しましては、既存の免許人との協議の上、サイトエンジニアリング等の対策によって混信対策をしていくという計画がなされており、適合しているものと認められます。

続きまして、⑭オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有することという項目でございます。こちらに関しましては、NTTドコモにつきましては、O-RANアライアンス仕様に基づくマルチベンダー相互接続の実現を既にやっけていて、既に3.7、4.5、28ギガヘルツ帯において実現しているということが書かれております。KDDI／沖縄セルラー電話におきましては、2020年3月からO-RANアライアンス仕様の装置によるマルチベンダー接続性実証実験を実施しているというのが書かれております。ソフトバンクにおきましては、O-RANアライアンス仕様の装置による検証を実施すると書かれております。楽天モバイルにつきましては、O-RANアライアンス仕様に基づくマルチベンダー相互接続の実現を検討ということでございまして、既に3.7ギガヘルツ帯において実現しているというふうに書かれてございまして、こちらの基準も適合していると認められます。

最後に、⑮同一グループからの申請がないことについては、同一グループからの申請はございません。確認しております。

また、最後、⑯既存移動通信事業者への事業譲渡等をしないことに関しましては、各者ともに遵守する旨の記載がなされており、適合するものと認められます。

したがって、4者ともに、この絶対的審査基準は適合しているものと認

められます。

この4者におきまして、9ページ、競願時審査基準で選定してまいります。

カテゴリーがⅠからⅣまでの4カテゴリーに分けておりまして、Ⅰはエリア展開、Ⅱはサービスということで、モバイルアクション・プランの実施に関するものでございます。Ⅲにつきましては周波数の経済的価値に関するものでございまして、Ⅳは指定済周波数等についてのものでございます。

具体的な配点に関しましては、資料の10ページ目を御覧ください。

ⅠからⅣまでの4つのカテゴリーにつきまして、それぞれ等配分ということで24点ずつを配点しております。基本的には、順位が高いほうから順番に点数づけしていきます。24点満点ですと1位が24点、2位が18点、3位が12点、4位が4点というふうに配分してまいります。このうち、5Gの基盤展開率がより大きいことという項目に関しましては、地方への5G普及を進めるために、できるだけ高水準での争いが行われるようにということで、次の11ページ目の上にかかれているポイント方式による配点を行っております。

11ページ目のポイント方式（審査A）というところを御覧ください。

絶対的審査基準は50%でございますけれども、50%から60%は0点と評価します。それから80%までは10%刻みに点数をつけていきまして、一番高い100%から95%の整備ですと12点をつけていくと。5%低い90%から95%だと11点というふうにつけていくことによりまして、できるだけ、順位よりは基盤展開率がより高位になるように誘導していくというようなポイント方式を採用しております。これに基づきまして、各者の開設計画に提出されたものを当てはめたものが、資料の12ページ目となります。

12ページ目を御覧ください。

項目ごとに順位は丸数字で付けておりまして、①②③④ということで1番、2番、3番、4番の順番で、それぞれの項目で点数をつけております。これに

従いますと、合計点としましては、楽天モバイルが1位で85.5点となりますので、審査の結果としましては、この楽天モバイルにつきまして開設計画の認定を行いたいと思います。

資料13ページ目を御覧ください。

この開設計画の認定に当たりましては、平成31年4月に5Gの割当てを行った時に付与した条件、さらには昨年7月に電波監理審議会で御審議いただきました、4G等バンドを5Gとしても使えるというようなものをお認めいただきましたけども、それに基づきまして、KDDI/沖縄セルラー電話とソフトバンクが10月に変更認定申請をしてきたものを認定した際に付与した条件と同様のものを、今回、条件として付与しようと考えております。

それ以下の資料は、参考資料としてお付けしております。

御審議をよろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから御質問、御意見等よろしくお願いいたします。

それでは、まず、兼松会長代理、よろしいですか。

○兼松代理 兼松でございます。田中企画官、どうも御説明ありがとうございました。

ちょっと非常に多岐にわたるもので、私も十分消化ができておらないんですけども、1つは、これは今から言ってもしようがないことなんですけど、審査基準を定めるときに、私どもなかなか細かいところまで吟味できなかったということがございまして、今にして思いますと、審査基準について、今後また似たような審査基準を定めなくちゃいけないことがあると思うんですけども、第三者の評価を受けるとかいうことも、公平性を保つという意味では必要なのではないかなというふうに感じております。

それから、今回の審査基準に基づいて当てはめた結果こうなったということ

については、別に何も疑義があるわけではなく、当然、当てはめるとそうなるのかなというふうに思いますけれども、まず、楽天モバイルさんに関しては、やっぱり財務状況が非常に気にはなるということで、今後設備投資に当たって巨額の資金が必要になると考えられるわけですが、現状では事業利益が出ていない以上融資に頼らざるを得ず、資金繰りの状況には最大限の注意が必要になるのではないかと。あるいは移動電気通信市場はかなり飽和状態に近づいているので、楽天モバイルさんとしては、今後業績を上げるにはよそからお客さんを取っていかなくちゃいけないということになると思うんです。それについても、魅力的なプランによって取っていくということになるんだと思うんですけれども、本当にお客様を獲得して業績を上げて融資に頼らないで経営ができていくのかということについては、引き続き総務省においてもかなり厳しく注視していかなくちゃいけないのではないかと思います。

それからもう一つ、毎回申しておりますけど、コンプライアンスの問題でございます。この通信業界の技術者が非常に少なく、奪い合いになっているというふうに聞いておりますので、後発の楽天モバイルさんとしては、やはり他社にいた方を引き抜くとかいうようなこともやっておるようでございますけれども、そこで情報の持ち出しとかいう問題も多少起きているように聞いておりますので、ここについては、やはり公正な競争ということで、法令は遵守していただくということが必要だと思っております。この点についても、引き続き厳しく注視していただきたいなというふうに思っております。

意見になりますけれども、以上でございます。

○田中移動通信企画官 兼松先生、ありがとうございます。3点の御意見を頂戴いたしました。

まず、第三者評価でございますけれども、本件開設指針を策定するに当たりましては、昨年11月に開設指針案をつくりまして、それからパブリックコメン

トを経て、本審議会でも御審議いただいて、定めていただいたものでございます。ただ、今回もいろんな項目が追加されておりまして、例えば特定基地局開設料という新しい項目に関しましては、そのさらに1年前10月から、第三者による研究会で特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会というのを開かせていただいております。そこで計算の基礎となる考え方についておまとめいただきまして、それに基づきまして、私ども今回標準的な金額である年額62億円というのを定めさせていただいております。そちらの考えにつきましては、この開設指針の特定基地局開設料の考え方ということで、そのアウトプットを踏まえた形でおつけしております。それに基づいて御審議いただいております。

引き続き、電波監理審議会自体は第三者評価機関だというのは承知した上で、いろんな人から多角的な意見を取り入れていって、今後の割当てに進めてまいりたいと思います。

また、2点目でございます。楽天モバイルの財務状況に関しまして、私どもも、今後四半期報告や平素の監督を通じて、彼らの財務状況が本当に大丈夫なのかというのは引き続き注視してまいります。

また、言わずもがなでございます。3項目めでございますけど、コンプライアンス、法令遵守体制や情報管理体制が重要なのは各者とも共通でございますけれども、まだモバイル事業として参入してそんなに時間がたっていない楽天モバイルにおいても、一番大切なことというのは、彼らも認識していると思います。こちらに関しまして、今後の四半期報告や平素の監督を通じまして、適切に導いていくということが必要だと考えております。

ありがとうございます。

○兼松代理 ありがとうございます。既存の業者と新規参入といいますか後発の1者と、3対1という関係なので、これを同じメジャーで測るというのはな

かなか難しいところはあると思うんですけども、やはり国民の目から見ても、公正に比較して評価したんだなということが分かるように今後も努めていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

○田中移動通信企画官 ありがとうございます。

○日比野会長 そのほかの先生方、いかがでしょうか。

○林委員 それでは、よろしいですか。

○日比野会長 林先生、どうぞ。

○林委員 林でございます。御説明ありがとうございました。私も、本件の結論について特に異論があるわけではございませんが、今後に向けて、一言発言したいことがございます。兼松会長代理の一点目の御意見とかぶるのですけれども、今回の4者一枠のような競願申請の場合、競争性が確保できて望ましい一方で、どうしても選に漏れる事業者が出て参ります。これまでの周波数の追加割り当てをめぐっても、選に漏れた事業者から、割当て結果が不服だとして、総務省に対して行政訴訟を提起したり、あるいはそれをちらつかせたりする事案が発生したこともご記憶かと存じます。それが一概に悪いことだとはもちろんいえませんが、ただそういった事象がもし生じますと、行政がそれへの対応で忙殺されるおそれもございます。そういった方が一のことを考えて、今後は、開設指針案のパブコメだけでなく、比較審査基準の判定方法についても、評価の透明性を高めるという見地から、あるいは行政の一層の説明責任の観点から、とりわけ配点を含めて、パブコメを充実させるなどして、事前に、関係各位の意見を聞く機会を拡充することが必要ではないかと存じます。そのあたり、今後を見据えて、ご検討の程、どうぞよろしくお願い致します。

○田中移動通信企画官 林先生、ありがとうございます。

今回もかなり特定基地局開設料の話だとか新しい項目がございましたので、できる限り具体的な数値で比較できるような項目で物事を決することができる

ようにというふうには比較審査項目はつくったつもりでございますし、可能な限り事前の透明性を確保した上で実施したと私どもは考えておるわけですが、先生の御意見を踏まえて、今後も透明性を確保して行って、後ろ指を指されないようにしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導をお願いいたします。ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。とりわけ本件の場合、これまで最重要項目とされてきたローマ数字 I のエリア展開の部分と、IV の指定済周波数の帯域幅の総計の部分と同じ 24 点でしたので、見る人が見れば、結果がある程度予見可能であると受け取られてしまう部分がございます。そのあたり、事前に丁寧に説明する必要があると思った次第です。どうぞよろしくお願い致します。

○田中移動通信企画官 御指摘ありがとうございます。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 どうぞ、よろしくお願いいたします。

○笹瀬委員 結果に関してはこれでいいと思うんですけども、やはり比較審査基準に関しては、透明性があって、誰が見てもフェアであることが重要だと思います。特に私から見ると、やはり 4 番目の項の配点が 24 点ですごく大きいので、指定済みの周波数が少ないところに割り当てるとなると、楽天モバイルがかなり優位なように見えてしまいます。一方、楽天モバイルが新たに割り当てを受けるのは 1.7 ギガ帯ですから、低い使い勝手がいい周波数をいっぱいもらっているということになって、他のキャリアさんを見ると、ちょっとアンフェアかなという気もしないでもないわけです。

それからもう一つは、周波数利用効率を周波数当たり何人使っているかという観点からみると、楽天モバイルは契約数が現段階でかなり少ないので、そういう意味では、増やすような施策を示す必要があるように、先ほど兼松先生がおっしゃったように、移動通信のユーザーの数は飽和しつつあるので、特に 5

Gのローカル地域での利用、魅力的なアプリケーションがかなり重要になるんです。ですから、そういうことに関しても、今後どういう目的で使うのかとか、アプリケーションのニーズが増大するため、周波数獲得が必要不可欠であるという指標も欲しいと思いますが、今回の場合は、そういう観点がここにはあまり入っていないんです。

それからもう一つ、最初の絶対評価に近いんですけども、3ページの表に示されている5Gの基盤展開率に関しては、特定基地局の数は、楽天モバイルが2万9,000局ということで、NTTドコモとかソフトバンクより倍ぐらい多いんです。それに対して、特定基地局の設備投資額を見ると、ほかのキャリアさんに比べて半分ぐらいなんです。ということは、単純に考えると、2倍の基地局を打つために半分のお金でやるということになり、1局当たり4分の1のコストでつくと推測されるので、本当に大丈夫という素朴な疑問が出るわけです。

というのは、既に既存の5Gの基地局を持っているところであれば、それを改修すればいいんですけど、新たに基地局を打つとなると、土地の買収とか設置とか、電波環境の最適な調整等を行う必要があり、コスト的には極端に少ないお金でできるとは考えにくいんです。しかも、データ接続料も安く設定されていますから、では、この周波数が欲しくて頑張って応募されたと思うので、現段階では、財政的に問題ないかもしれませんが、やっぱりキャッシュフローの面では、今後、かなり苦しくなるのではと思います。定期的にちゃんとウオッチしていただいて、予定通り、確実に基地局が設置されてサービス展開が広がっているかというのを、毎年のように確認をしていただいて、場合によっては指導していただきたいと思います。

以上です。

○田中移動通信企画官 笹瀬先生、ありがとうございます。比較審査項目、あ

と絶対的審査項目も含めてですけれども、やはり客観的に透明性が担保された形で設定すべしという御意見だと思いますので、こちらにつきましては、今後の開設指針の策定に当たりまして注意してまいります。また、利用効率に関しましては、彼らは同じく1.7ギガヘルツ帯を4Gで割当てを受けていまして、そちらとのシナジーを当初考えていくと。その後、2025年、令和7年度から5GのSA方式として使っていくという形になっておりまして、楽天モバイルとしては、4Gと5G、そもそも契約自体は4Gと5Gの1本の契約しか持っていないわけなんですけれども、そちらでシナジーを生かしながら全国を展開していくという計画を彼らは持っているようでございますので、そちらに関しましては、笹瀬先生も言われたとおり、私どもも、四半期報告ももちろん受けますけれども、平素の監督を通じてちゃんとやっているのかというのを見てまいります。

また、コストの話、彼らはこれまでの既存の3者にはない新しい技術を用いて基地局を整備していくということで、これまで平成30年以降、基地局整備をやっていております。それで、実績どうなのかというのを注視しないといけなわけですけれども、平成30年4月に割り当てた4Gに関しまして、令和2年度末、令和3年3月末の基地局の開設目標8,652局だったわけですけれども、こちらはクリアしています。また、その翌年の平成31年4月に5Gの割当てを行いましたけれども、そこでの令和2年度末における基地局の開設数ですが、3.7ギガヘルツ帯では、開設計画では677局、2.8ギガヘルツ帯では441局でございましたが、こちらでも開設の目標をクリアしています。また、平成31年4月に当初の5Gとして割り当てたもので、割当てから2年以内に47都道府県で5G高度特定基地局の運用開始しなさいという条件を付与しておりましたけれども、こちらでもクリアしております。

当初は、やはり心配する向きもあったわけですけれども、実績を見ますと、

着実な実績を上げてきているというふうに思いますので、今後も、もちろん彼らの動向を注視しながら、きちんこの開設計画どおり、あるいは開設計画を上回るようなサービス展開、設備投資がなされて、より国民利用者の方々に喜ばれるようなサービスが提供されているかどうかについても、引き続き見てまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○笹瀬委員 どうぞよろしく申し上げます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。それでは、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。審査結果は、この基準に考慮、審査をした結果なので、それでというふうに思いますけれども、今までも先生方がいろいろおっしゃいましたけれども、楽天モバイルさん、非常に挑戦的なサービス料金を展開しておられて、現在データが1ギガまでは0円という、そういうサービスを展開されている中で、2023年までに黒字化をするというふうにおっしゃっている。それからあと、日本郵政との資本提携もあり、少しローカルなところでの展開も考えてらっしゃるのかなというところもありますので、今後、この周波数、電波を有効利用しながら、特に今回基準の中にもユーザー対応のところも随分基準が入っていますけれども、そういうところも含めて総務省としてはきちんと見ていきながら、お約束いただいた、2023年度黒字化と、それからあと基地局の数もきちんと設置していただいて、広告では、今年の夏までには96%ですか、人口カバー率というようなこともおっしゃっていますので、そういうことをきちんとユーザーに向けて約束したことはちゃんと実現していくというところを注視していただけたらいいなと思います。

以上です。

○田中移動通信企画官 ありがとうございます。人口カバー率のお話が出まし

たけども、4Gですけども、令和2年度末、令和3年の3月末での人口カバー率で言いますと、彼らは、人口カバー率80%を超えたということでございます。自主的な目標として、今年の夏、または遅くても今年度中には人口カバー率96%を目指すというふうに、会社の目標として出されているのは承知しております。

私どもとしても、引き続き、もちろん開設計画を上回る整備をしていただいで、より国民利用者の方々に喜ばれるようなサービスをどんどん展開していただくのは歓迎すべきことだと思いますので、引き続き注視してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○長田委員 よろしくお願ひします。

○日比野会長 それでは、日比野から幾つかコメントさせていただいてよろしいでしょうか。

まず最初に、これは兼松会長代理以下、皆様御指摘のとおりで、審査項目とか配点というのが結果に対して決定的な影響を与えるものですので、透明性、公正性、これを高める工夫を不断に取り組んでいっていただくことを期待したいと思います。

あと、具体的な点について1つコメントしますが、今回、周波数の経済的価値を踏まえた初めての割当てということで、行き過ぎた価格競争を招いて、結果的に特定基地局開設料の高騰を招くことがないようにということだと思いますが、結果的に標準的な金額に近い67億円で決着したことはよかったんだろうと思います。一方で、NTTドコモさんは標準的な金額の1.6倍となる100億円で申請されたという状況もあって、結構ばらつきがあるなという印象がありまして、次回以降の割当てに向けて、こういった標準的な金額の算定に当たっての考え方についても、より適切な制度設計とか運用を目指していただきたいと思います。

今回、楽天モバイルさんという結論は結構でございますけれども、5Gはソサエティ5.0とか地方創生の実現に決定的な影響を与える、日本の将来を支える極めて重要なインフラでありますので、特に産業界の観点ですが、楽天モバイルさんの開設計画というのが着実に実施されるように、しっかりとフォローアップをしていただきたいと希望します。

最後、外為法との関係ですけれど、経済と安全保障が表裏一体ということで、経済安全保障の観点から昨年5月に大きく改正された外為法が施行されています。外資からの1%以上の出資は、業種によって厳しく事前審査され、事後もフォローされるということになっています。今回、楽天モバイルさんについては、中国資本から親会社への出資について、危惧する声も既に一部メディアで取り上げられています。この改正外為法の趣旨も踏まえ、経済安全保障の観点、それから個人情報保護等に向けて、総務省としても、ぜひしっかりとモニタリング、それからフォローをしていただきたいと思います。

以上、ちょっと要望、希望がたくさんありますけど、よろしくお願ひします。

○田中移動通信企画官 日比野会長、ありがとうございました。4点、御指摘、御意見いただいたと思います。

各先生方も共通して言われていることですが、絶対的審査基準、比較審査基準含めて、これらの評価案につきまして、より透明性や公平性を図っていく不断の努力をすべきというのは、全く私どもも同じ考えでございますので、日々、向上できるように努めてまいります。今後とも、ぜひ先生方の御指導をいただけたらと思います。ありがとうございます。

また、2項目めでございます。特定基地局開設料の標準的な金額に関することございまして、まさに今回、令和元年の電波法改正に伴いまして、一番最初の割当てとなるものということでございます。とりわけ携帯電話各者様含め

ていろんな方々からお話があったのは、諸外国のオークションとは違うので、一体どれぐらいの金額で、開設計画に記載すればいいのかというのが分かりにくいという御指摘をいただいている、やはり予見可能性を電気通信事業者、携帯電話事業者様に、皆さんに与える必要があるだろうということで、もう一昨年になりますけども、特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会というのを開いて、そこで基礎的な計算方法、算定方法について御審議いただいております。

今回の割当てに関しましても、まさにその果実を、この開設指針の策定に生かさせていただきました。それに至る過程も、パブリックコメントも行いましたし、もちろんこの電波監理審議会でも御審議いただいたところでございます。

今後とも、携帯電話事業者をはじめとして、皆さんに不意打ちにならないような、予見可能性を与えることができるように、特定基地局開設料の標準的な金額の算定に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、先生もおっしゃられたとおり、5Gは極めて重要なインフラでございます。今後のソサエティ5.0をはじめとして、日本全国、世界中もそうですけれども、地域社会の原動力となり得るようなものとなります。今回、やはり東名阪地域以外の地域だったので、本当は割当てを控えて、もっとほかの周波数と一緒に割り当てようとも考えたわけですが、そうは言ってもやはり地方部での5Gの普及の重要性に鑑みたら、使える周波数はどんどん先に割り当てていって、5Gがどんどん面的に、全国的に整備するほうを優先すべきであろうということで今回の割当てに至っております。今後とも、5Gの重要性はおっしゃるとおりでございますので、総務省挙げて、省全体挙げて、5Gの推進を努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

最後に、外為法のお話でございます。

○竹内総合通信基盤局長 外為法の件は竹内のほうから補足させていただきます。

田中さん、いいですね。

○田中移動通信企画官 はい、お願いいたします。

○竹内総合通信基盤局長 局長の竹内でございます。

日比野会長から大変重要な御指摘をいただきました。現在の電波法では、電気通信事業用の無線局については外資規制は基本적으로ございませんけれども、昨年の外為法改正によって、1%以上の外国企業の出資がある場合には届出を要するというので、特に経済安全保障に係る重要な分野として、通信分野はコア分野というふうに位置づけておりますので、この届出という中で見ております。経営に対して影響力を行使し得るのかどうか、今後、実際の業務提携が行われる可能性がもしあるのであれば、そういう中で、日本の重要な情報が持ち出されたり意図しない形で漏えいしない、こういったことがきちんと担保できるかどうか、今後、しっかりフォローしていくようにしていきたいと考えております。

○日比野会長 ありがとうございます。一通り委員の先生方から御質問、コメントを頂戴しましたが、さらに何かございましたら、委員の先生方、もしもう一度何かあればお願いします。特になければ結構ですが、よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、諮問第11号、これを諮りたいと思いますけれども、諮問第11号は諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行います。よろしゅうございますでしょうか。

○兼松代理 はい、結構です。

○長田委員 賛成いたします。

○日比野会長 はい。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 よろしいですか。

○笹瀬委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、皆様から賛同の声をいただきましたので、原案どおり決するということにいたします。ありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○日比野会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局）

(1) 放送法の一部を改正する法律案

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項で放送法の一部を改正する法律案について、富岡企画官から説明をお願いいたします。

○富岡放送政策課企画官 情報流通行政局放送政策課企画官の富岡と申します。

放送法の一部を改正する法律案について御説明をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

この放送法の一部を改正する法律案、2月26日に閣議決定されまして、現

在国会に法案を提出しているという状況でございます。

2 ページ目を御覧ください。

法案の概要ですが、大きく3つの柱がございます。

1つ目の柱は、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度、2つ目の柱は、民放の責務遂行に対するNHKの協力、3つ目の柱は、基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度でございます。

そして、1つ目の柱、受信料関係の中に、①受信料値下げのための還元目的積立金制度、②NHKの中間持株会社への出資に関する制度、③受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度がございます。以上の項目につきまして、それぞれ具体的に御説明をしたいと思います。

3 ページを御覧ください。

受信料値下げのための還元目的積立金制度の導入でございます。

これは、NHKに対し、剰余金を原資として受信料の値下げに充当する「還元目的積立金」の制度を導入するものでございます。具体的な仕組みとしましては、NHKの毎事業年度の決算において、企業における利益に相当するプラスの事業収支差金が生じたときは、財政安定のために留保する一定額を除いて還元目的積立金として積み立てなければならないこととするものです。そして、財政安定のためにNHKが留保する一定額は、総務省令で上限を規定することとしております。そして、ある中期計画期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中期経営計画期間の収支予算で受信料の値下げの原資に充てなければならないこととするものでございます。仮に、もし値下げに充てても微々たる額にしか反映できないため値下げを行わないといった場合には、その合理的な理由を国会に提出していただくこととなります。

制度の運用イメージですが、NHKは、今年度、2021年度から3年間の中期経営計画期間に入っております。ここで、この法律が成立しましたら、ま

ずは既存の繰越剰余金、2019年度末現在で1,280億円ございますが、このうち一定額を留保した上で還元目的積立金とすることになります。その上で、先ほど御説明したとおり、毎事業年度、プラスの事業収支差金が出れば、還元目的積立金として積み立てられることになります。そして、この還元目的積立金は、次の中期経営計画期間、具体的には2024年度からとなりますが、ここで還元目的積立金を取り崩して値下げに充てるものでございます。同時に、この期間中に積み立てられたものは、さらにその次の中期経営計画の期間で値下げのために取り崩すというサイクルを今後繰り返していくことによって、NHKに、仮に剰余金というのが必要以上にたまる場合には、受信料の値下げという形で還元していただくことを制度化するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

NHKの中間持株会社への出資に関する制度の整備でございます。

これは、NHKとそのグループ会社の業務の効率化を図り、受信料を財源とする費用の支出を抑制するため、NHKが総務大臣の認可を受けて出資することができる対象に「関連事業持株会社」、いわゆる中間持株会社を追加するものでございます。NHK自身が、中期経営計画の中で、子会社をはじめとした全体の規模縮小・団体数の削減を盛り込んでおまして、中間持株会社の仕組みを使ってグループの効率化を図っていくものでございます。

そして、中間持株会社は、専らNHKの業務に密接に関連する事業を行う者のみを子会社として保有することを目的とし、その出資は総務大臣の認定を受けた出資計画に基づき行う会社とするとしております。これは、この中間持株会社を通じて、NHKグループがむしろ肥大化していくことを防止する観点から、まず、子会社として保有できる会社は、現行法上NHKが出資することができる会社と同じであることを規定するとともに、NHKの子会社からその先への出資については、現行では総務大臣が事前にチェックするという仕

組みがないわけですが、中間持株会社からの出資は、総務大臣が出資計画を認定する形でチェックをする仕組みを入れるものです。

今回の改正法の附則におきまして、改正法の施行から3年経過後に施行状況を検討し、所要の措置を講ずる旨を規定しております。グループの効率化をするにもかかわらず、組織を1個新しく増やすことが、本当に業務の効率化になるのかについては、この法案提出に先立つ検討会や与党の会議などにおいても議論があったところでございます。これを踏まえて、本当に業務効率化ができていないのかを、3年後に検証するというものでございます。

続いて、そもそもなぜ中間持株会社の体制にすることでグループの業務が効率化できるのかについて御説明いたします。

まず、管理部門の業務の集約として、現在NHKの各子会社がそれぞれ総務部や経営企画部といった管理部門を持っておりますが、この業務を中間持株会社で集約することで、それぞれの子会社、業務を担当する役員、従業員の数が合理化できるものでございます。また、現在は、それぞれの子会社がそれぞれ事業計画を作成しておりますので、どうしても子会社間で重複する業務が出てくる状態にあるわけですが、中間持株会社で統一的な事業計画を作成することで、こういった業務の重複を排除することができるというものでございます。

こういった集約による効率化というのは、NHK本体がやればよいのではないかという見方もございます。これについては、NHK本体では、先ほどのような業務集約化は制約があるということでございます。具体的には、NHKは営利事業をやってはいけないことになっておりますが、NHKの子会社は、いくら子会社とはいえ株式会社でございますので、存在自体が営利事業を行う位置付けでございます。したがって、その営利事業を行っている子会社の業務の一部をNHKが行うことはできない現状でございます。また、NHKの役員は営利事業の役員の兼務も禁止されておりますので、例えばNHKの役員が子会

社の役員を兼務することでグリッブを働かせるといったこともできないことになっております。こういったことから、この中間持株会社という仕組みによって業務の効率化を進めるということを念頭に置いているものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度の導入でございます。

まず背景から御説明いたしますが、真ん中の円グラフが現在の受信料の支払率でございます。放送法上、受信設備を設置した方は、NHKと受信契約を締結して受信料を払わなければならないことになっておりますが、実際に払っていただいている方は83%で、17%の方が未払いというのが2019年度末の状況でございます。この17%の未払いの方が本来支払うべき分の受信料が、83%の方にしわ寄せが行っている状態でございます。このほか、NHKは、この17%を減らすために、毎年数百億円の営業経費をかけており、この経費についても、83%の方に転嫁されている状況にございまして、受信設備を設置した方の間で不公平が生じている状況にあると認識しております。

こういったことを踏まえまして、受信設備を設置したにもかかわらず、正当な理由なく受信契約の申込みの期限までにNHKとの受信契約の締結に応じないことにより受信料の支払いを免れた者について、契約を締結して受信料を支払っている者との間の不公平を是正するため、割増金の制度を導入するものでございます。

この制度が導入されますと、NHKは、改正法の施行から一定期間経過後に契約の締結に応じないことにより受信料の支払いを免れた期間分の割増金を徴収できることとなります。

これによって、受信料の支払率が向上し、ひいては受信料の値下げが可能となることが期待されるところでございます。

最後の6ページを御覧ください。

受信料以外に2つの柱がございます。

まず、民放の責務遂行に対するNHKの協力でございます。これは、字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力することを努めることを規定するものでございます。民放には現在、字幕放送・解説放送や難視聴解消に取り組む責務が放送法上の努力義務として規定されております。ところが、広告収入の頭打ちといった厳しい事業環境に民放は直面している中で、資金力に乏しい事業者は、そういった責務を十分に遂行できなくなるおそれがあるということでございます。そこで、ノウハウを持つNHKが、民放に対して協力してあげてくださいという努力義務を規定するものでございます。なお、具体的にどういった協力をどういった条件で行うかについては、NHKと民放に協議をしていただくことを考えております。

続いて、基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度でございます。これは、基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表するという制度を整備するものでございます。基幹放送が突然休廃止されると、受信者にとって不測の不利益を生じさせるおそれがございます。現在、基幹放送事業者はネット動画配信の普及に加え、新型コロナウイルス感染症の発生といった状況により経営が悪化するところが出てきております。令和2年度の上半期にFMの2つの事業者が業務を廃止するという事実も実際に起こっております。そういったことを踏まえて、休廃止について受信者の予見可能性を高め、かつ、事業者に法令にのっとりた事前の措置を求めるために、休廃止に備えた法制を整備することが必要と考えております。ここで、基幹放送事業者は基幹放送の業務等の休廃止をしようとするときは、その旨を公表するという規定を放送法に設けるものでございます。

以上が、今回の放送法の一部を改正する法律案の内容でございます。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。それでは、委員の先生方から

御質問、御意見をお伺いしたいと思います。特に質問、御意見、おありの先生はいらっしゃいますでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 兼松先生、お願いします。

○兼松代理 富岡様、御説明どうもありがとうございました。

今回の放送法の改正はかなり多岐にわたっているというふうに理解しましたがけれども、まず、そのNHKに関しまして、受信料を適正化するために積立てをして今後の値下げにつなげるという仕組みを考えたということでございますけれども、これは従前から会長含め皆様がいろいろおっしゃっているところですがけれども、NHKに関しましては、予算が赤字で着地すると大幅黒字という、不思議な事業計画が毎年立てられているというところがございまして、結果として非常に多額のお金が積み上がっていくという事態になっているわけですがけれども、ここはもちろん積立てをしていただくということは結構なんですけれども、やはり予算と実態がちゃんと合うように適正な予算を組んでいただくということも必要なんじゃないかというふうに思っております。

引き続き、財務の健全化といえますか、適正な受信料の実現に向けて努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、2番目、子会社の整理に関する中間持株会社という制度でございますけれども、これも子会社が前々から非常に多くてどうなんだということがございまして、整理に向けて一応NHKも努力するというをおっしゃっていたと思いますけれども、この中間持株会社がどのぐらいこの子会社の効率化とか整理に役立つのかというのは、御説明あったように今後見ていかないと分からないというところかと思っておりますけれども、やはり前々から思いますように、非常に子会社のほうが多過ぎるのではないかということがございますので、ぜひ中間持株会社を通じて子会社の効率化に努めていただきたいというふうに思

っております。

それから、受信料の締結に応じない方に関する割増金制度ということで、これは確かに受信料の公平負担ということについては、ある程度そういう罰則といいますかペナルティをもって臨むということもやむを得ないところがあるかと思うんですけど、やはりユーザーの方によく周知をしていただいて、非常に不満が出ないように丁寧に説明をしていただくということが必要かなというふうに思っております。

私のほうから、取りあえず以上でございます。失礼いたしました。

○笹瀬委員 笹瀬です。私からちょっと質問してよろしいでしょうか。

○日比野会長 はい。

○笹瀬委員 この積立金の額が多いということは分かっているんですけども、NHKの放送センターの建て替えに関して莫大なお金がかかるので、そのための建設資金を積み立てておられると伺っておりますが、それに関しては、今回の積立金や剰余金に入っていないと理解してよろしいのでしょうか。

○富岡放送政策課企画官 先生御指摘のとおり、NHKは、現在、放送センターの建て替えのための建設積立金として、約1,700億円を積み立てております。

建設積立金は、これは今回のスキームとは別に確保されることを想定しております。例えば3ページの資料で、2019年度末現在で1,280億円の既存の繰越剰余金があると書いておりますが、実際には、この1,280億円のほかに約1,700億円の建設積立金があるということでございます。建設積立金は、そのまま確保した上で、放送センターの建替えのようなものの原資にさせていただきますが、今後、もし還元目的積立金としたものを取り崩して建設積立金に充てたいといったことが出てきましたら、本当に取り崩してもいいのかどうかについては、総務大臣の認可事項となります。

また、約1,700億円の建設積立金につきましても、NHK自ら、本当にこの額で施設整備をしていくことが適切かどうかを精査すると表明しております。総務省としても、そういった見直しの内容を早く明らかにしていただくことを求めており、還元目的積立金制度による受信料の値下げを回避するために建設積立金としてどんどん施設を建てていくようなことにならないように注意していかなければならないと考えております。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。

あともう1点、よろしいですか。

○日比野会長 結構です。はい、どうぞ、続けてください。

○笹瀬委員 コメントですけれども、やっぱりここでいう受信料というのは、放送を見るということだけではなくて、要するに受信設備があるかということに依存しますよね。世の中の流れは、NHKの放送をインターネットで見ることもできるので、未払の方が、本当にただ単に払いたくないだけではなくて、やっぱり払う必要性を感じていないというのが大きいかもしれないと。携帯なり、もしくはパソコンで放送を一部見れる状況になりつつあると、そもそも、既に通信料を払っているのに放送料を余分に払うのかというふうな意見を持つ方もいらっしゃると思うので、これに関しては、払ってないから割増金を払うということは分かるんですけども、やはり払わなきゃいけないという意識になるように、うまく広報していただくとありがたいと思います。

以上です。

○日比野会長 すいません、今の点、兼松先生から幾つかコメントありましたけれど、それに対して何か富岡さんのほうからコメントございませんか。

○富岡放送政策課企画官 まず、御指摘のありました予算と決算の乖離について、我々としても問題意識を持って見ております。

そもそもNHKの予算は収支相償を原則にしておりますので、これだけ業務

をするために、これだけの収入が必要であり、これだけの受信料を頂くのだと、そういう考え方になっていると思っております。

そういう中で、そもそも剰余金が出てくるのは、収支相償になっていない、受信料を頂き過ぎているということで、その頂き過ぎたものは、返すのが基本でしょうということが、今回の還元目的積立金の制度化の背景となる考え方でございます。

また、毎年、NHK決算の国会への報告プロセスの中で、総務大臣の意見を付しておりますが、そこでも、予算と決算が乖離する傾向について、問題意識を示しているところでございます。したがって、今回の還元目的積立金の制度は、本来であれば、積み立てるような事業収支差金が出てこないのが、望ましい姿であると考えております。仮に、今までのようにプラスの事業収支差金が増え、どんどん出てくることになれば、還元目的積立金として最終的には還元していただくことを制度化したものと考えてございますので、予算と決算の乖離を、なるべく少なくしていただきたいということは、今後とも指摘を続けたいと思っております。

このほか、子会社の効率化については、これはもう本当におっしゃるとおりで、中間持株会社という制度を通じて、どれだけ効率化ができるのかというのは、3年後に検証となっておりますけれども、当然ながら、総務省、毎事業年度、業務の報告、あるいは決算を受け取っておりますので、これらのチェックをし、要すれば総務大臣の意見としてメッセージを出していきたいと考えております。

割増金については、受信料の公平負担を確保するため、また、罰則ではなくてあくまでも民事上の担保措置ということではありますけれども、実質的にある種のサンクションを設ける形になりますので、本当に丁寧に説明をしていかないといけないと考えております。ここをどういった説明をしていくか、総務省

がすべき部分、またNHKがすべき部分、両方あると思いますが、よく考えていきたいと考えております。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、ほかの先生方、いかがでしょう。林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。1点だけお教えいただきたいことがございまして、富岡様、御説明ありがとうございます。おかげさまでよく分かりました。この放送法改正案自体は、私は賛同するものでございますけれども、1点ちょっと細かいところでお教えいただきたいのは、放送法の改正事項の3のところなんですけれども、事前の公表制度について、基本的にはこの放送法の改正案というのは、この改正の提出に先立つ、昨年度の諸課題検の公共放送の在り方に関する検討分科会、その取りまとめで出された方針に沿った改正だというふうに承ったのですけれども、この改正事項の3については、諸課題検の公共放送ワーキングの取りまとめでは、特に明示されてなかったように思いますけれども、その辺りは現場としてやっぱり実際見ておられる中で、こういったものが必要だということでしょうか。と申しますのも、この事項は非常に必要で重要な改正だと思いましたので、質問させていただいた次第でございます。

○富岡放送政策課企画官 そうですね。まさに先生おっしゃるとおりでございます。6ページ、改正事項3にございます休廃止の公表制度、これは諸課題検の分科会での取りまとめの中に含まれていた項目ではございません。

ただ、御説明しましたとおり、実際に昨年度上半期にFMの2つの事業者が業務を廃止したことがございました。今後もこういった業務の廃止が起こる可能性はありますので、この機会になるべく早期にこういった措置も導入すべきではないかということで、今回、改正事項として盛り込んでいるものでございます。

○林委員 ありがとうございます。非常に重要な改正項目だと存じます。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。あと、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 長田からは、この件につきましては、公共放送の検討会のほうでも一緒に議論させていただきましたので、特に意見ございません。

○日比野会長 ありがとうございます。

今、林先生がおっしゃった基幹放送の業務休廃止は昨年上期2件あったということですが、感触としてはこれから結構まだ出てくるということなんでしょうか。

○富岡放送政策課企画官 結構出てくるとまでは申し上げられませんが、民放の経営環境、事業環境は非常に厳しい状況にあると認識しております。また、コロナへの対応もありますので、こういった厳しい状況が続くことを踏まえると、そういった可能性も頭に入れた上で制度設計をしていかなければならないと考えております。

○日比野会長 ありがとうございます。

○富岡放送政策課企画官 補足として、今回の法改正が成立しましたら、こういった事項が電監審への諮問事項になるのかについて、御説明いたします。

まず、先ほど割増金について御説明しましたけども、割増金の額は、実際に未払いの受信料の額の総務省令で定める倍数を上限とすることで考えております。この倍数を定める省令を電監審に諮問させていただくこととなります。

そのほか、中間持株会社の関係で、実際にNHKが出資をするという場面、また、関連事業出資計画の総務大臣の認定の場面について、電監審に諮問をさせていただくことで考えております。

また、割増金制度に関連させて、放送受信規約の改正をNHKが行うことが見込まれます。これも、総務大臣認可になりますが、この認可も電監審に諮問

させていただくことで想定しております。

このほか、NHKの定款を変更することがございますけれども、この定款変更が「軽微な事項」に該当しないのであれば、電監審に諮問させていただくという可能性もあります。

○日比野会長 ありがとうございます。今の御説明に関連して、何か委員の先生方から御質問がございましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

それでは、本報告事項に関しましては終了したいと思います。富岡企画官、御説明ありがとうございました。

○富岡放送政策課企画官 どうもありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

（株）東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の取消し

○日比野会長 続きまして、報告事項、株式会社東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の取消しにつきまして、藤野審議官から説明をお願いいたします。

○藤野大臣官房審議官 おはようございます。今御紹介いただきました藤野でございます。よろしくをお願いいたします。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

○藤野大臣官房審議官 お手元に資料、パワーポイントの形になってございますけれども、「(株)東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の取消し」という資料に即して御説明させていただきたいと思っております。

この件ですけれども、衛星基幹放送事業者である(株)東北新社メディアサービスの認定の承継元である(株)東北新社という会社がございまして、こちらに

ついて、外資規制に係る欠格事由に該当していないという判断の下に認定を行いました。その認定時点において欠格事由に該当していたということが判明いたしました。認定の前提となる事実関係におきまして重大な瑕疵があったと判断いたしまして、3月26日に取消しをする旨、この承継先である(株)東北新社メディアサービスに通知を行ったものでございます。取消しは5月1日付となっております。

こちらの概要について御説明させていただきたいと思っております。

資料の表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。

こちら、上から3つ目の丸でございますけれども、2017年、平成29年の1月11日に、この(株)東北新社につきましては、認定案を電波監理審議会に総務省から諮問したものでございました。この諮問の内容に誤りがあったということでございます。大変申し訳ございませんでした。

当時、誤った内容で諮問いたしましたところ、その答申を得た形で、同年1月24日に認定を行ったものでございましたけれども、この認定を今般取り消すこととしたということでございます。

時系列に即しまして、順番に御説明させていただきます。

1ページの上のほうでございます。

2016年、平成28年の9月15日に、当時、BS等での4K・8Kの放送を行うということで、その認定の申請の受付を総務省で行いました。これに応じまして、同じ年の10月17日に、当時、(株)東北新社がBSでの左旋円偏波の方式における放送を実施したいということで、「ザ・シネマ4K」の番組を行うことを前提に認定の申請を総務省に対して行ったものでございました。

これを受けて、総務省のほうで認定の審査を行ったわけですが、外国性があるという場合には欠格事由に該当しますので、この外資比率を審査し

ていくということになるわけですが、こういった審査を行ったかということに関連しまして、この資料、後のほうになりますけれども、5ページを御覧いただきたいと思います。これが衛星基幹放送の業務認定の申請書のフォーマットでございます。この1枚のところの一番下のところ、赤枠で囲ってございますけれども、欠格事由の有無という欄がございます。外資規制に係る欠格事由が存在する場合には「有」にチェックをする、なければ「無」にチェックするというので、当時、これが「無」という申告があったということで申請を受けたものでございました。

同じ資料、もう一回、また1ページに戻っていただきたいと思います。

1ページ目の2つ目の丸のところでございますが、そういった自己申告を当時の総務省では確認をすることで欠格事由に該当しないというふうに判断していたということでございます。

当時、こういった添付資料があったかということで※のところを御説明してございますけれども、主たる出資者、それから議決権の数ということで、こういった資料を提出いただいてございましたけれども、その際の資料の内容は、この議決権の総数に対して比率が1%以上のものを列記するという形になってございましたので、逆に言いますと、1%未満のものであれば、提出された資料ではチェックはできないような形になっていたものでございました。

この欠格事由に該当していないという認識のもとに、先ほど申し上げましたとおり、平成29年の1月に、この電波監理審議会のほうに諮問させていただき認定をしたというものでございました。

先ほど若干触れましたが、(株)東北新社がそのまま放送業務を行ったものではなく、同じ年の10月14日に(株)東北新社の子会社である(株)東北新社メディアサービスが、「ザ・シネマ4K」の番組を行う地位を承継して放送を行っていたというものでございました。

次のページを御覧いただきたいと思いますが、本年の3月、参議院予算委員会の場で、当時の(株)東北新社、あるいは承継した(株)東北新社メディアサービスについて、外資規制に違反していたということはないかというふうな議論がございました。その際に、総務省から改めて、過去に遡った形でこの外資比率等について(株)東北新社のほうから報告をいただいたものでございます。

2つ目の丸のところでございますけれども、3月9日になって、(株)東北新社のほうから、外資比率が外資規制に抵触するような形になっていた事実があったという申告がございました。具体的には、認定の申請を行ったのが平成28年10月でございますけれども、それで認定を受けた際の当時の外資比率が20.75%であったという申告でございました。これは、議決権の計算の方法についてミスがあったということで、当時は20%未満という認識であったけれどもそうではなかったということでございます。

これにつきまして、総務省のほうでも、その事実関係を全て確認いたしまして、確かに当時において、この外資規制に抵触する状態にあったまま申請を受けて認定をしていたということが判明したわけでございます。

これについては、2ページ目、4番目の丸のところでございますけれども、この当初の認定において重大な瑕疵があったものというふうに判断をいたしました。そして、認定取消しに向けた手続を進めるということ、総務大臣から発表を行いました。

3ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こういった取消しに関する手続としましては、行政手続法に規定がございます。そこで、取消しの名宛人となる(株)東北新社メディアサービスから聴聞を行いまして、事実関係には相違がなかったということで、この結果を踏まえて、本年3月26日に取消しを行うという旨を伝えました。

その取消しの内容でございますけれども、本年5月1日付取消しということで、「ザ・シネマ4K」の番組自体は本年5月1日0時をもって終了していただくということになります。ただ、ここで停波まで行ってしまいますと、現在の各御家庭にある受信機、そこで誤動作をする可能性等があるということで、番組自体はここで終了するんですけども、黒の映像、要するに何も映像を流さないような形ですけれども、あるいはこの番組が終了した旨のテロップと。そういったための信号を本年7月1日0時の前までは送信することを認めるということで、この取消しの効力を段階的に発生するような形にすることにいたしました。5月1日に番組終了といたしましたのは、視聴されている方々、受信されている方々に必要な通知を行うことのための時間を取ったということでございます。そして、7月1日で取消しの全ての効力を発生するといたしましたのは、それまでの間、先ほど申し上げましたような受信機での誤動作等の不具合が生じる事態を回避するということを講じたものでございました。

そういったことで、今般、そういった取消しを行うことを決定したわけでございますが、申請の内容に誤りがあったということもございまして、それを審査する側、総務省の側においても、その審査のやり方について不十分であったということで、その強化について進めていこうということを考えてございます。

以上でございますけれども、こういった外資規制の関係では、これとは違った事案でございますけれども、今月、4月8日に、認定放送持株会社である(株)フジ・メディア・ホールディングスから発表したものがございまして、こちらでは、2012年、平成24年の9月末期から平成26年の3月末期まで、2年ほどの期間になりますけれども、外資規制に抵触するような事実があったという旨が公表されました。

具体的には、20.00042%、あるいは20.00083%といった外資

比率になっていたということでございまして、これは、株主名簿を確定させる作業の中で、この期間誤りがあったと。具体的には、議決権をどれぐらいあるのかということを経算する際に考慮する事項を考慮していなかったということが判明したということでございます。

これは、当時、平成26年9月末の段階で是正をしたということで、この外資比率が外資規制に抵触する状態というのは、その時点から解消したということでございましたけれども、これについても、そういった事実があったということを経務省では深刻に受け止めているところでございます。外資規制に関する制度についても、総務大臣、武田大臣のほうからも表明いたしましたけれども、改めて、全般見直しをしていこうというふうに考えてございます。

なお、この(株)フジ・メディア・ホールディングスは認定放送持株会社でございますけれども、その認定を行った際には、そういった外資規制に抵触するような事実はなかったということでございまして、事後的に、こういった抵触する事態が発生したということでございました。この事態は、先ほど申し上げましたように、平成26年9月末に解消されているということですので、放送法の関係の規定としては166条の規定がございしますが、これに照らして、外資規制に抵触している事態が現に存在すれば、取消しということが考慮されることになるわけでございますけれども、これが事実としては解消されているということで、認定の取消しにはならないというふうに判断をしております。いずれにしましても、こういった事態があったことを重く受け止めまして、所要の見直し等を進めていきたいと考えてございます。

報告させていただく内容は、取りあえず以上でございます。よろしく願いいたします。

○日比野会長 藤野審議官、ありがとうございます。それでは、委員の先生方から御意見、御質問等を伺いたいと思っておりますけれども、本件につきましては、

まず、林委員のほうからお話いただけますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。それでは、私から、本件について発言させていただきたいと存じます。ただ、時間の都合上、細かなことを申し上げる余裕はありません。これから申し上げたいことは、公正中立を旨とする電監審の立ち位置から、電監審と総務省が一緒の方向を向いて、より良い方向に制度なり運用なりが改善されていくよう、提言していきたいというスタンスです。そのための課題の一端を僭越ながら述べたいと存じます。

本件については、総務大臣も国会等で再三再四「再発防止策を検討する」旨の趣旨を述べていらっしゃると思います。そして、電監審として、本件の原処分である認定の諮問を受け、答申を行っているわけですから、総務大臣が主導されている再発防止策の検討について、提言等のかたちで協力すべきだと思うわけです。私も、電監審の末席を汚す一人の委員として、言うべきことは言い、改善策があれば、臆せず誠実に提言するのは、委員として当然の職責ではないかと思っていますと存じます。少なくともせつかくこうして議論の場を作っていたのですから、ざっくばらんに議論するのは、このまま報告を聞き置くだけよりは、むしろ望ましいのではないかと思います。

まず、一言率直に申し上げれば、電監審として、本件について説明を受ける機会がいささか遅きに失したのではないかと存じます。もちろん、この間原局が本件をめぐる一連の対応に忙殺されていたことは重々承知しております。ただ、限られた報道資料だけではいろいろな疑問が生じてくるのはある意味当然で、そのことが、電監審としてこのまま事態の推移を眺めるだけでよいのか、というある種の焦燥感を生んだように思います。電監審として本件について議論するのはおそらく今日が初めてだと思いますので、私からはまず質問を2点挙げたいと存じます。

まず、今回採られた職権取消しという対応については、外資規制の認定要件

は、法律の明文規定であり、かつ定量的に定められていますので、認定に「重大な瑕疵があった」として職権取消しとすることについては、異議はございません。ただし、今回の職権取消し処分は、今後の前例となるものと思いますので、その見地から一言、原局の解釈を確認させていただきたいと思います。報道資料によれば、株式会社東北新社は、外資規制違反の状態であったにもかかわらず、欠格事由に該当しないとして認定を申請したものですから、本来認定を受けることができない申請であったわけです。そうであれば、取り消されるべき行政処分は、本来、株式会社東北新社に対してなされた「認定」だと解されますが、認可を受けて認定基幹放送事業者の地位の承継が行われているので、現在の認定基幹放送事業者である株式会社東北新社メディアサービスを名あて人として取消し処分を行うこととしたものと解されます。このように、地位の承継に対する認可は有効に行われているとの前提に立っていると解されますが、このような前提が、一般国民から見てもやや分かりにくいと受け取られるおそれがあると考えます。と申しますのも、そもそも欠格事由に該当して認定を受けることができなかったのであれば、元に戻って東北新社を処分すべきなのではないかという議論も報道等で目にしました。私は、取り消される認定が授益的行政処分であり、与えられた認定に基づいて放送事業が平穩に実施されていたことに鑑みますと、認定処分が当初から無効であったとすることは、既存受信者の受信の利益を含む取引の安定性を害するおそれがあると考えています。現に、総務省の3月26日の報道発表資料では、受信者の受信機の誤作動を回避するため所要の措置を講じるように名宛人に対して指示する箇所がございます。そうした取引の安全に配慮して、今次の取消し処分は、認定時に遡って無効とするのではなく、いわば将来に向かって行われたと解していますが、そのような理解で良いのか、その点、確認をさせていただきたいと存じます。

2点目は、さきほどの点に関連して、本件について放送法の具体の条文に基づかない「職権取消し」としたことにより、今後の審査請求の取り扱いについても、場合によっては電監審にかかわることですので、これも確認しておきたいと思います。

最後に、本件を踏まえた改善策の提言として3つ挙げさせていただきたいと存じます。一つは、総務省のチェック体制の強化の必要性です。この点は、ここにおられる全委員におそらく同意していただけたと思います。具体的には、放送法第93条第3項において認定申請書には総務省令で定める書類を添付しなければならないとされていますが、昭和25年電波監理委員会規則第10号の放送法施行規則においては、外資規制について疎明する書類は定められていません。これまではある意味、放送事業者の性善説に依拠していたと思いますが、それが今回の事案に至ったことを踏まえますと、放送施行規則第65条第2項およびその別表で定める添付書類に、外国人の議決権比率を確認できる書類を追加するなりして、総務省のチェック体制を強化させていただきたいと存じます。折しも、4月9日の武田総務大臣の閣議後の記者会見では、大臣は「総務省における審査の強化は必要と考えており、例えば、外資比率の状況を定期的に把握できるような制度に改めることや、外資規制審査に係る担当部署を設置することを含め、審査体制の充実について指示を出した」旨発言しておられます。ぜひそのような方向で検討していただければと存じます。

2点目は、附議資料の充実化です。そもそも電監審の熟議に基づく審理と、賢慮にたった答申は、諮問側の十分な情報提供と説明責任の前提があつてはじめて成り立ちうるものですから、その前提がひとたび崩れますと、答申それ自体の正統性、レジィティマシーに疑義が生じる恐れがあると思います。今後は、本件に限らず、電監審に附議される案件については、審理に当たり、これまで以上に、原資料を含む十分な判断材料が提供されることを諮問側に求めま

す。

3点目は、外資規制の在り方の検討の必要性です。

今事案における課題の一つとして、株式会社東北新社から株式会社東北新社メディアサービスへの承継に関する指摘が報道等ございました。この点、衛星基幹放送等は直接支配の外資規制はありますが、地上基幹放送と異なり、放送法第93条第1項第7号で、間接支配の外資規制は適用されないことになっています。このため、子会社を事業会社にするによって、外資規制を免れることができるおそれがあるとの指摘は確かに一理あり、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送についても、間接支配を対象とすることの是非について、検討することが必要ではないかと思えます。この点、間接支配までチェックするのは行政コストがかかりすぎるとか、いろいろな実務的な課題があることは承知しておりますが、それらを含めて検討することそれ自体は、やはり必要ではないかと思えます。おりしも昨日の衆議院総務委員会では、総務大臣から「外資規制の抜本的な見直しについて法改正も視野に迅速に検討を進めたい」旨の発言があったところですので、さきほど申し上げた点を含めて、ぜひそのような方向で検討していただければと存じます。

なお、現在、情報通信行政検証委員会の議論も行われており、それらの御議論の行方も睨みつつ、電監審の提言・要望としても、それが時宜に遅れたものにならないように、しっかりした形として残るようお願いする次第です。

すいません、長くなりましたが、私からは以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

○藤野大臣官房審議官 今の点についてよろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○藤野大臣官房審議官 林先生、御指摘いただきましたとおり、この取消しについての通知は3月26日に行ったものでございまして、時間がたった、本日

の御報告となりましたことを深くおわび申し上げます。今後は、こういった事象について、早期の御報告ということをご心掛けていただきたいと思います。

それから、幾つか御質問、御指摘いただいた点でございますけれども、取消の対象というのは、(株)東北新社に対して行った認定でございますけれども、その取消の名宛人というのは、認定を受けた事業者としての地位を承継している、その子会社である(株)東北新社メディアサービスに対して行ったものでございます。これは、その地位を承継しているものに対して行わなければ、この認定を取り消したということが意味をなさないわけでございますので、そういったことを行いましたけれども、御質問いただいた点、これは遡及効なのか将来効なのかということかと思っておりますけれども、こちらは将来効ということで、今回、やらせていただいたものでございます。

それから、審査請求の関係です。これは、取消しを行った際に名宛人に対するの教示も行ってございますけれども、総務省において対応を行うという取扱いになるという旨を教示してございます。

それから、改善策として3点御指摘いただきましたけれども、第1点目のところでございますけれども、審査の強化です。こういった申請を受けて行う行政処分というのは、どうしても申請をしている方々からの申告にある程度依拠しなければならないところがございましてけれども、今回、それにしても審査においてもっといろいろチェックすべきことがあったのではないかというふうな反省はございます。そこについての強化をするとともに、また、先ほど(株)フジ・メディア・ホールディングスの関係も御報告させていただきましたけれども、事後的に外資規制に抵触する事態も発生するということも起こり得ますので、定期的なチェックについて強化していくということを現在検討しているところでございます。

次に2点目でございますけれども、審議の際の付議資料の関係でございま

す。(株)東北新社のこの認定に関しましては、平成29年1月11日に諮問させていただきました。その際には、11社の認定をまとめて御諮問させていただいたといった経過もあり、特に(株)東北新社、あるいは「ザ・シネマ4K」に関する御説明、特に外資規制に関する御説明というのは非常に簡略であったというふうな反省もございます。こういった付議資料、それから御説明についてさらに充実した形で実施させていただくようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、3点目でございます。外資規制全般を見直していくということでございますけれども、間接出資のところを見ていくところについて、技術的な問題もあるかもしれませんけれども、現在、既に認定を受けている事業者についての扱いについても、ある程度考えなければいけないかもしれません。そういったことも含めまして、外資規制全般の在り方を見直していきますので、その中で検討していきたいと思っております。

○林委員 丁寧に御回答くださりまして、ありがとうございます。ぜひそのような方向でお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、兼松会長代理、何か補足的にございますでしょうか。

○兼松代理 ありがとうございます。藤野様、御説明どうもありがとうございました。林委員が詳細に意見を述べられましたので、私の意見はほとんどそれとかぶっておるんですけれども、一応私の意見としても申し上げたいと思っております。

1つ目は、やはり(株)東北新社が欠格事由に該当していたにもかかわらず地位を承継させたという点でございまして、こちらについては将来効という御説明があったんですけれども、私としてはやはりないものを譲渡するというのはできないんじゃないかなという気がしておりますので、非常にここは分かりに

くいなと思っております、今後、また似たような事態がないように願いますけれども、そういう事態が起こるといことも踏まえまして、その法令の整備なり解釈の公表なりをしていただきたいなというふうには思っております。

それから、外資規制の解釈、適用なんですけれども、今回も(株)東北新社はアウトと。(株)フジ・メディア・ホールディングスのほうは、過去にあったけれども、注意していて、今は違反していないということでしょうがないという御説明をいただきましたんですけども、ちょっと放送法103条とかを読む限り、そう解釈できるのかというのは、私にはちょっといま一つ釈然としないところがございまして、うがった言い方をしますと、(株)東北新社の場合、視聴者の数が、加入者の数がかなり少なかったので、あまり影響的にも大きくなかったということもあるのかなと思ってしまうりするわけなんです。

それなので、やはりこの外資規制というのが、認定時と、もちろんその後の認定が続いている、免許が続いている間と両方は適用されるんだけれども、どの時点で、どの程度の違反であるとアウトなのかと。もちろん、今は少しでも違反すればアウトなんですけれども、場合によって軽微だったらいいのかという考え方もあるんじゃないかと思えますし、あるいは一定期間違反していなければすぐに注意をすればいいんじゃないかという考え方もあるかと思うんです。この辺は、ちょっと今後の法律の整備が必要かなと思っておりますけれども、何よりも、なぜ外資規制をしなきゃいけないのかという立法目的に立ち返って、では、その立法目的を達成するためにはどういう規制をしていくのが非常に効果的なのかということ、今後、省のほうでもしっかり検討していただきたいなというふうには思っております。

それとともに、今回の(株)フジ・メディア・ホールディングスの問題、(株)東北新社の問題について、なぜこちらは駄目でこちらはいいのかということについて、やはり国民のほうからも分かりやすいような説明をしていただきたい

なというふうに思っております。

それから、話は飛びますけれども、林委員がおっしゃったことなので、繰り返しになって申し訳ないんですけども、電監審に対してはタイムリーに適切な情報を提供していただきたいということです。大臣も電監審の答申を得ているというようなことをおっしゃるわけですけども、何もその材料がないところで答申したというものをお墨つきにされてしまっても非常に困るわけですし、やはりここはタイムリーに十分な、そしてこちらからこういう資料はないんですかと言われると、ありましたというふうに出てくるということは、このところ何度かあったかというふうに記憶しております。ここは、そういうことがないように前もって、しかも早めに情報を出していただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤野大臣官房審議官 御指摘いただいた点、3点ほどあったかと思っておりますけれども、まず、地位の承継の関係でございますが、地位のないものを譲渡すること、あるいは承継することはできないのではないかという御指摘でございました。

(株)東北新社は認定を受けまして、取消しが行われてない時点では、まず認定された地位は有効に存在すると推定されるわけですので、地位の承継自体は有効に成立、当時はしていたと考えてございます。ただ、先ほど申し上げましたように、そもそもの認定において重要な瑕疵があったということで、今般取消しということで処分をさせていただいたということでございます。

それから2点目でございます。(株)東北新社の扱いと、それから(株)フジ・メディア・ホールディングスの扱いで違いがあるということが分かりにくいのではないかとございまして。

(株)東北新社のほうの視聴者の数が少なかったということ自体は事実でござ

いますが、そういったことを考慮したということではございませんで、(株)東北新社におきましては、そもそも認定を受けられる立場ではなかった、そもそも認定を受けられる立場の方ではなかったということから、こういった今回判断をしたということでございます。(株)フジ・メディア・ホールディングスのほうは、事後的に、こういった規制に抵触する事態になっていた。しかし、現状において抵触をされていて、この市場から退出していただくような対象にはなっていないといったことから、違う判断になったということでございます。適用する法律関係や事実関係が異なっていたということで御理解いただければというふうに思いますけれども、より丁寧な説明というのを心がけていきたいと思っております。

また、外資規制の立法目的に照らして、将来の制度の在り方を検討すべきだということでございますが、まさにおっしゃるとおりでございます。現在のこの外資規制の考え方につきましては、電波法と放送法にまたがるころでは、やはり電波、周波数の資源としては有限であり、また希少であるということで、自国民を優先させて割当て等を行うとことがございます。そして、特に放送事業者、あるいはその関係の事業者につきましては、言論報道機関であると、そういった重要な地位を占めているということを考えて、さらに規制の在り方というのを強めているといった要素はございます。そういったこれまでの立法目的、それから今日における様々な要請、双方を考えて、これからの制度の在り方について検討していきたいと思っております。

それから、3点目に御指摘いただいたところですが、適切な情報をタイムリーに、それからできるだけ前もって提供をしていただきたいということでございますけれども、御指摘、全くそのとおりでございます。これまで不十分だったところ等あると思っておりますけれども、充実した情報の提供をタイムリーに行うといったことに心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。

御指摘、どうもありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。林先生、兼松先生から非常に的確な御意見を出されていますので、それに全く賛成ですということが、まず私の立場でございます。

総務省でこれからいろいろ検討しますとおっしゃっているわけですが、まず、その検討の過程や結果をきちんと国民に透明性を持って見せていき、そして説明するということが大切だと思いますし、今回を機に、ほかに同じような、ちゃんとした証左をもらえないまま点だけで通しているようなものがないのかというところも、ぜひ点検していただきたいなと思いますし、電波監理審議会としても、やはりこういうふうに御意見を申し上げたということ、ただの議事録ではなく、きちんと記録として残していき、それに対して総務省からもきちっとお答えいただくというようなことがいいんじゃないかなというふうには思っています。

それから、先ほどからずっと御説明されている(株)東北新社とフジテレビの話は違うんだというところ、なかなか法律素人の私には納得ができないところがございまして、過去こういう数字の誤りがあったけれども、それは是正しましたと後から報告すればいいのかというふうに、そういうふうに聞こえていますので、やっぱりそういうところもより分かりやすい御説明をいただければと思います。

○藤野大臣官房審議官 長田先生、ありがとうございます。

まず1点目、いろいろな検討を、透明性を持って、それから議事録も残してやってほしいという御指摘をいただきました。それから、今般問題になった以

外の事業者における検証という御指摘もいただきました。

広く国民の皆様に、あるいは内外に対してどういったことを考えている、どういった検討を行っているのかということをごきちんとしていただけるような透明性の確保について心がけてやっていきたいと思っております。

それから、ほかの事業者の関係です。この点検というのは、大臣からの指示ございまして、現在、点検作業を進めているところでございます。外資規制の対象となっている事業者について、現在、検証を行っているところでございますので、その検証結果をまた御覧いただけるような形にしていきたいと思っております。

それから、(株)東北新社と(株)フジ・メディア・ホールディングスとの違いのお話でございますけれども、結局のところ、そもそもこの認定を受ける立場の人だったのか、そうではない人だったんじゃないかというのが(株)東北新社のケースでございます。(株)フジ・メディア・ホールディングスのほうは、その過程は適法に行われて有効に認定を受けたわけでございますが、事後的にそういった抵触するような事態があったということでございましたが、これに関しましては、確かに抵触している事実があった時には取消しを受けてしまうけれども、それが解消してしまったら違う取扱いになるんじゃないかというふうな御指摘、これも各方面からいただいてございまして、できるだけ定期的にチェックをするということで、そういった懸念点の解消ができないかを検討してございますけれども、それも含めて、また全体の見直しの中でも検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○長田委員 点検していただきたいのは、外資規制だけではなく、ほかの視点でもないのかということもぜひ、この認可のときにすごくたくさん書類をお出しいただくと思うんですけども、それが、林先生の言葉によると性善説で、ただレ点だけで済ませているものは本当はないのかというところは再

度点検していただきたいと思います。

○藤野大臣官房審議官 そういった審査の在り方、今、まさに御指摘があるような性善説的のところですね、甘くないのかというのは、制度全般を見直していく中で、これもよく考えていこうと思います。ありがとうございます。

○長田委員 よろしくをお願いします。

○日比野会長 よろしいでしょうか。それではあと、笹瀬委員、いかがでしょう。

○笹瀬委員 私からは1点だけ。やはりこういうことに関して、私たちがマスコミで報道されてから知るということは避けたいので、大臣が答弁される直後か、もしくは直前か、簡単でもいいから何か連絡いただくとありがたいです。やっぱり審議会なので、私たちが何も聞いてないというのはまずいですよね。そこだけです。よろしくをお願いします。

○藤野大臣官房審議官 今回のような御報告をさせていただく機会のほか、まず御一報させていただく、そういった形についても考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○笹瀬委員 リアルタイムで欲しいので、よろしくをお願いします。

○藤野大臣官房審議官 申し訳ありませんでした。

○日比野会長 よろしいでしょうか。すいません、最後に日比野ですけど、若干コメント、質問等をさせていただきたいと思います。

皆さんおっしゃいましたけど、1つ、(株)フジ・メディア・ホールディングスと(株)東北新社の扱いの差は、確かに一般国民からすごく分かりにくいだろうと思います。当初認定時にちゃんとクリアされていればそれでいいのかと、それで外資規制の立法趣旨に照らしていいのかということ、どうかなと思ったりもします。

地上放送と衛星放送、これはもともととともに直接出資を規制していたとこ

る、2005年の放送法の改正で地上放送について間接出資規制が導入され、衛星放送については普及発展段階にあることから導入の対象外となった経緯があるやに聞きます。こういったことも十数年が経過して、動画配信サービスの普及など、放送事業者を取り巻く環境は随分変化していることも併せて考えますと、大臣もおっしゃっているとおり、外資規制を根本的に検討し直す必要があるんだろうと思います。林先生からもありましたが、これはぜひともお願いしたいなと思います。

それから、これは放送法、出資規制の在り方ということで1つ、全体的なことですが、冒頭ご発言をお願いした林先生は、東北新社の当初の認定に関わった電監審の委員でもあられるので、特に非常にシリアスに受け止めておられると思うんですけど、現在の電監審の委員の皆さんも同様に危機感を共有している状況です。電監審の、やや大げさに言いますと、存在意義であるとか、鼎の軽重を問われかねない事態になっているんじゃないかと、そういった危機感は委員全体で共有しているところです。藤野審議官のほうから、林先生ほか皆さんの質問等に答える形でかなり御回答はいただいておりますけれども、本案件は社会的にも非常に大きなインパクトがございました。そういった重大性に鑑みて、しかるべき内容の書面の発信をするべきというふうに考えております。

これは、現在の電監審の委員の皆さんの総意かと思っておりますけれども、ほかの先生方、いかがでしょうか。

○林委員 林です。先ほどの日比野会長の御提案に賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

○笹瀬委員 笹瀬です。賛同いたします。

○兼松代理 兼松です。賛同いたします。

○長田委員 長田も賛成でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、私が最初にしたコメントは

もうお答えをいただいていることと重複しますので、特に結構でございますけれども、藤野審議官のほうから何かございますでしょうか。

○藤野大臣官房審議官 いろんな説明の仕方、先ほど御指摘いただいたことでは、やっぱり(株)東北新社と(株)フジ・メディア・ホールディングスの違いといったところを、分かりやすい説明を心がけていきたいと思っておりますけれども、特に今、日比野会長から御指摘いただいた、外資規制を取り巻く環境がいろいろ変わっているということです。地上放送について間接出資比率の規制を追加したとか、その折々でこの規制の在り方もこれまでも変わってきておるのも事実でございます、今日的な観点から、どういった規制が適当であり、そのためにはどういった審査体制がよいのかと、これはまさに検討が必要なところだと思いますので、そういった今日的な観点からどうなのかというところをよく考えて対応させていただきたいと思っております。

それから、今般確かに認定についての諮問を差し上げて、その内容において間違いがあったということで、今回取消しに至ったわけでございます。こういった面について大変御心配をおかけした、それから我々も非常に不備があったということで反省すべき点がかかなりあるわけでございますけれども、そういった点について御意見をいただけるということでありましたら、我々のほうも、それをサポートできるような材料を御提供する等の御協力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○日比野会長 ありがとうございます。林先生が冒頭おっしゃったとおり、電監審と総務省一体で物事をいい方向に進めていくという趣旨でございますので、どうぞその点は御理解いただければと思います。

それでは、本報告事項につきましては、しっかりとした書面の形で審議会としての意見表明をさせていただくことを前提としまして、引き続き議論させて

いただきたいと思います。特に林先生には、今日も冒頭かなりまとまって意見を表明いただきましたけど、ドラフティングの中心となって労を取っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○林委員 かしこまりました。

○日比野会長 それでは、そのようなことで、事務局の皆様、それから藤野審議官はじめ関係部局の皆様含めまして、どうぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

○藤野大臣官房審議官 御指導よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員の皆さん、退室をお願いいたします。

○藤野大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。答申した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催は、5月21日金曜日、10時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。